

精神的課題のある学生支援の現状と課題

— 障害学生修学支援ネットワーク拠点校へのインタビュー調査から —

The study of the present state and issues to support students who have mental health needs

— Interviews of pioneering university support offices for students with disabilities —

鹿内 佐和子 谷口 恵子 姜 壽男

(Sawako SHIKAUCHI Keiko TANIGUCHI Soonam KAN)

Abstract :

With the enforcement of the Disability Discrimination Act in 2016, the number of students with disabilities has increased rapidly. Although many universities are in the process of creating academic support systems for them, the support systems for students with mental health problems have not made much progress.

We interviewed several university support centers' staffs who work at the base schools of Network for Academic Support for Students with Physical and Mental Health challenges. This article examines the needs and required supports for those students who have mental health issues from the content of the interviews.

Students with mental health needs applied for reasonable accommodation often encouraged by counselors, then staffs at support centers communicate well with them and understand the unique needs of individuals and coordinate to meet those needs without too much burdens for teachers and staffs. In addition, in order to promote understanding and improve responsiveness for students with special needs within the university, staffs of support centers explain and distribute guidebooks about support for students who have special needs at Faculty Development workshops or workshops for new employees.

It would be the future task to secure the required number of dedicated staffs who works for support centers since more students who have mental health issues are enrolling in universities and to promote the understanding for university staffs the importance of creating a friendly environment for those students challenged to learn and to spend their university life. Although, it is very important that students who have mental health needs go to mental health clinic or get professional help, it would be also more important that universities create a flexible educational system based on diversity and understanding of mental illness.

キーワード : 大学生、精神疾患、支援

Keywords : university students, mental health issues, support

鹿内 佐和子：目白大学人間学部人間福祉学科専任講師

谷口 恵子：東京福祉大学心理学部心理学科専任講師

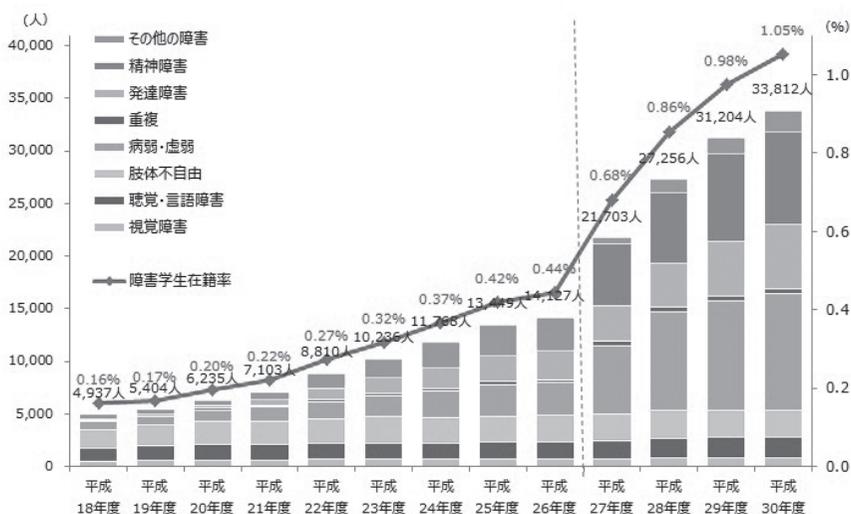
姜 壽男：東京福祉大学社会福祉学部社会福祉学科専任講師

1. 研究の背景

2016年の「障害者差別解消法」により「教育における合理的配慮」は国立大学では法的義務、私立大学では努力義務とされ、大学において、障害のある学生に対しての取組みが求められることとなった。日本学生支援機構の「平成30年度 大学・短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書」¹⁾によれば、全障害学生数は33,812人であり、平成20年度の同調査²⁾の6,235人に対して、この10年で5.4倍に急増している。(図1) 文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」³⁾によれば、9割以上の大学等が支援を組織的に実施する体制にあるが、専門の部署を置いている大学等は11.7%にとどまり、専任スタッフを配置する大学等も12.5%であるなど、一層の体制整備や専門人材の養成が必要な状況である。

高等教育機関に在籍する全学生(3,212,010人)に占める障害学生の在籍率は1.05%である⁴⁾。それに対して、米国では約256万人(2011-2012年)で学部生全体の11.1%であり⁵⁾、英国では1年次のみでのデータであるが、障害学生数約8万3000人(2014-2015年)で1年次学生

全体の11.0%となっている⁶⁾。その背景として、米国は1973年に成立した「リハビリテーション法(Rehabilitation Act of 1973)」504条、1990年に成立した「障害のあるアメリカ人法(Americans with Disabilities Act of 1990, ADA)」によって、国や州など行政の資金提供を受ける教育機関及び私立教育機関において障害者差別が禁止されるようになったことが影響している。また、英国では2001年の「特別な教育的ニーズと障害法(Special Educational Needs and Disability Act)」成立により、高等教育機関に合理的調整(Reasonable adjustment)が義務づけられ、2005年の「障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act, DDA)」改正では、高等教育機関を含む公的機関に障害平等義務が課せられた。これらの規定内容はすべて、「2010年平等法(Equality Act 2010)」の中に組み込まれた。それらの法制度によって、障害学生が学べる環境を作ってきている。日本は米国・英国に比べて、「障害者差別解消法」が施行されて数年であり、支援体制整備はこれからというところである。しかし、高等教育機関で学ぶ障害学生が今後さらに激増することは十分に予想される。障害を有する学生に



日本学生支援機構「平成30年度(2018年度)大学・短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」調査結果概要

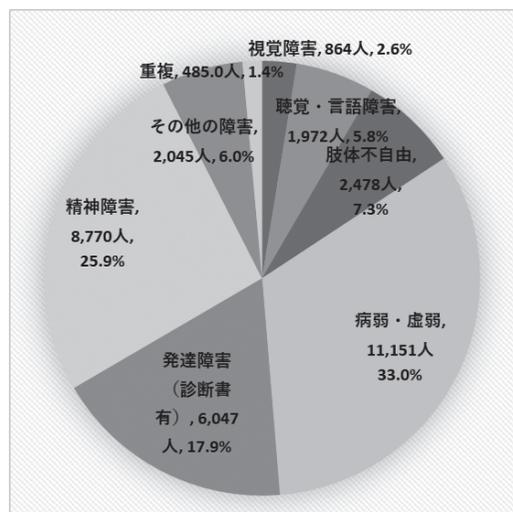
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html
(2019.7.25.取得)

図1 平成18年度～平成30年度障害学生数の推移(障害種別)

適切な配慮を行い、学べる環境を作ることは、教育機関の喫緊の課題である。

全障害学生数33,812人に対して、精神障害学生は8,770人、発達障害学生は6,047人おり、合わせて43.8%を占めており、(図2) 精神的課題のある学生が多い状況にある⁷⁾。同じ授業支援内容を障害別で比較した場合、「実技・実習配慮」では「肢体不自由」41.0% (支援実施390校中160校) に対して、「精神障害」は23.0% (支援実施474校中109校)、「発達障害」は20.1% (支援実施518校中104校) と少ない割合である⁸⁾。精神障害や発達障害を有する学生は、臨機応変に対応が必要とされる実技・実習に限らず、大学生活の様々な場面で困難が予想され、個別対応が必要とされるが、「どのような配慮が必要であるのか」が具体的に見えづらく支援もしづらい状況になっていると考えられる。日本学生支援機構の障害学生実態調査に「精神障害」が加えられたのは2015年からと日が浅いこともあり、精神障害・発達障害を有する学生への具体的な支援方法に関する研究は少なく、教育機関が個別対応している現状である。また、2017年5月時点での最高年次障害学生数は精神障害1,930人、翌3月の卒業は1,148人であり、782人(40.5%)は卒業していない。卒業していない学生は、視覚障害20人(14.5%)、聴覚障害50人(12.2%)、肢体不自由65人(12.5%)であり、精神障害学生が卒業していない比率は高いと言える。精神障害は、その他に死亡・不明学生が122人(6.3%)いる⁹⁾。詳細は不明であるが、精神障害学生は何らの問題で学業を継続できず、卒業が難しい現状があり、支援が十分ではない可能性がある。

筆者と共同研究者は、発達障害、精神障害を持ちながら社会福祉士・精神保健福祉士の資格取得を希望する学生が増加している中、学生が精神疾患ゆえの困難を抱えながら、どのような環境やサポートがあると実習等の課題を乗り越え、仕事に従事していくのか明らかにしたいと考え、2016年から研究を行ってきた。これまでの研究^{10,11)}から「精神的不調を感じたときに精神科治療を継続することは、回復しつつ病気や障害と向き合い、病気をもちながらの人生を歩む土台となる」ことが明らかになった。2019年



独立行政法人日本学生支援機構(2019)「平成30年度(2018年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援における実態調査報告書」p.10

図2 平成30年度障害学生種別割合

の「精神的不調を感じた学生が精神的治療を継続するまでのプロセスと大学の役割－精神保健福祉を専攻した学生へのインタビュー調査から－」¹²⁾では、精神的な不調を感じた学生が、精神医療の助けを得た方がよいと自分で受診を決め、信頼できる主治医に出会うことで、精神科治療を継続し、回復し、自分らしく生活していくプロセスが明らかになった。大学の学生支援としては、学生に対する精神疾患・精神医療についての正しい知識の伝達、精神的不調の学生に早期に関わり、医療機関につなぐ学内の支援体制とともに地域の支援機関との連携体制が必要であると考えた。これらの研究を通して、精神的課題のある学生支援の現状と課題についてさらに研究を進めていきたいと考えるようになった。

2. 研究目的

先駆的に障害学生支援を行っている日本学生支援機構の障害学生修学支援ネットワークの拠点校である大学の障害学生支援の部署を訪問し、精神的課題のある学生支援の現状を伺い、必要な支援と支援体制および課題について明らかにする。

3. 研究方法

障害学生修学支援ネットワークの拠点校である、同志社大学、関西学院大学、日本福祉大学の障害学生支援の部署に協力いただき、5名の支援担当者に精神障害のある学生支援の現状と課題についてインタビューを行った。インタビュー調査内容は以下の通りである。

- ・精神疾患を有する学生の支援担当者との支援体制について
- ・精神疾患を有する学生が相談窓口につながったからの支援経過と支援内容
- ・支援する中で難しいと感じたこと、大切だと感じたこと
- ・必要と考える支援・体制等

インタビューを逐語記録に起こし、現状と課題について考察を行った。

4. 倫理的配慮

本研究は、目白大学における人及び動物を対象とする研究に係る倫理審査委員会より承認を得ている。(承認番号:19-010) 調査協力者に対しては、研究の目的及び研究結果の使用・個人情報保護の保護遵守・調査はいつでも中止できることなどについて書面で説明し、同意を得た。

5. 結果

(1) 支援体制について

同志社大学は、2キャンパスに14学部の学生数2万9000人という大規模校である。組織としては、学生支援機構にキャリアセンター、保健センター、カウンセリングセンター、学生支援センターがあり、身体障害の学生は学生支援センターの障がい学生支援室が担当し、精神障害・発達障害の学生はカウンセリングセンター内の特別支援オフィスが担当している。カウンセリングセンターには1名の専任カウンセラーが在籍し、係長及び特別支援チーフコーディネーターを兼任している。特別支援コーディネーターは、2つのキャンパスに1名ずつ配置されている。カウンセリングセンターには、他に6名の非常勤カウンセラーが対応している。特別支援コーディネーター及びカウンセラーは、全員公認心理師であり、臨床心理士あるいはそれに準ずる心理職であり、密に連絡を

取り合っている。特別支援オフィスは、精神的な問題を抱えている学生の大学生活の困りごとを一緒に考え、具体的にサポートを行うところであり、希望があれば必要に応じて在籍学部へ合理的配慮の申請を行う。

関西学院大学も、3キャンパスに11学部の学生数2万5000人という大規模校である。学生生活支援機構に総合支援センターがあり、その中にカウンセリングを通して修学のサポートを行う学生支援相談室と障害ないし特性を持った学生が修学していく上で困難を抱えた場合に修学の機会の保障を行うキャンパス自立支援室がある。2キャンパス兼務の修学支援のコーディネーターは、精神障害・発達障害の学生担当が1名、身体障害の学生担当1名の計2名である。もう一つのキャンパスにも同じように精神障害の学生担当1名と身体障害の学生担当1名おり、大学全体で4名の修学支援を担当するコーディネーターがいる。専門は、臨床心理士1名、学校心理士1名、社会福祉士1名、臨床発達心理士1名である。また、進路の支援をする就労支援コーディネーターが3キャンパス合わせて1名おり、進路に悩む時期になると就労支援コーディネーターにリファーしていく。

日本福祉大学は、3キャンパスに7学部6000人が通学課程に在籍している。通信課程・大学院を含めると1万人以上の在籍者がある。2015年から障害学生支援領域と学生相談保健領域(学生相談室)を統合して学生支援センターとなった。相互に連携して障がい学生支援に携わっている。学生支援センターの学生支援相談員は、学生相談室担当も含めて3キャンパスで計6名おり、専門は特別支援学校教諭2名、社会福祉士兼精神保健福祉士1名、精神保健福祉士1名、臨床心理士2名である(全体で、うち2名が公認心理師を取得している)。学生相談室は、他に非常勤の臨床心理士・公認心理師がカウンセリングを担当している。

3校とも、精神的課題のある学生の支援を、臨床心理士などの専門職が専門部署で担っている。しかし、インタビューでは、相談を必要とする学生数に対してのコーディネーターの絶対数の足りなさや多忙さについて語られた。利用

状況の資料をいただいた同志社大学では、2018年度の修学支援の相談者数1380件であり、しかも前年度より305件増加している¹³⁾。特別支援コーディネーター2名で支援していることを考えるとその多忙さは想像を絶する。その一方で、「スタッフは必要だが、必要な数を求めてもきりが無い。大学全体の対応力の底上げが必要。」ということもお聞きした。そして、後述するように、学内の教員や職員の協力者を増やす働きかけを行うことによって、大学全体の支援体制を作りあげていた。

(2) 支援の流れ

3校で共通していたのは、精神的な課題についてカウンセリングのみを利用している学生が多いことである。そのような学生については、カウンセリングの支援をする中で、修学上のサポートを学生が必要と感じた場合に、修学支援（授業などでの配慮申請）につなげている。3校とも、臨床心理士や精神保健福祉士などの専門職が修学支援のコーディネーター（学生支援相談員というところもある）を担い、また、カウンセリング部門と修学支援部門が物理的に近く（または同じで）連携が密であることが共通していた。また、小学校・中学校・高校などでサポートを受けていた学生が入学前より大学生生活のサポートを希望し、相談することが増えている。新入生が早く支援につながるために、合格者や入学生の配布物の中に支援室の紹介資料を同封し、新入生のオリエンテーションでも困りごとの相談窓口として紹介している。

配慮申請の手続きの流れは、本人の希望を聞き取り、配慮内容を話し合いながら、配慮に関する書類（配慮提案書・配慮希望調査票・配慮願いなど）を作成し、学生の在籍学部提出する。書類自体は身体障害の学生と同じ書式であるが、誰にどこまで伝えるかなど希望を丁寧に確認している。教員へ伝える際に必要であれば、同行するサポートも行っている。合理的配慮の決定権は学部の判断になるので、学部や教員に過度な負担にならずに、かつ、学生のニーズがかなえられるよう調整役としてコーディネーターが機能している。

(3) 合理的配慮内容

配慮内容は、精神的な課題によって様々である。例えば、発達障害の学生では「聴覚過敏のため、ノイズキャンセリングヘッドフォンを使いたい」、「授業を途中で退室することがある」、「授業にパソコンを持ち込んでノートをとりたい」、「事前にデータを送って欲しい」、「板書撮影を許可してほしい」、「レポート課題は早めに指示してほしい」などの配慮希望がある。不安障害の学生は、大人数の入学式は参加が難しく、別室で中継モニターを見て参加し、学部オリエンテーションは別日に個別に対応してもらえよう依頼。履修登録は、大教室は避け、必修の語学などの小さな集団から大学生活に慣れる準備を整える。定期試験は別室の配慮を学部に依頼するというようにコーディネートしている。不安障害の学生には、不安の低減のためにしっかり事情を伝え、「先生はわかってくれているので、まずは不安に思わずに授業に参加していきましょう」と促していく。

精神的課題のある学生は、プレゼンテーションやグループワークが苦手な学生が多く、教員に相談して調整することが多い。プレゼンテーションが難しい場合は、授業の本質からどのようなことを求めているのか、教員に考えてもらい、自分が理解したことを言葉で表明することが到達目標なのであれば、教員に個別に理解したことを伝える場を設けてもらえるように調整する。授業中、途中退出が必要な学生に関しては座席を指定する場合に端にするなど、具体的に環境の調整を行う。視線恐怖がある学生は、大教室では後ろのドアに近い席を提供する。また、「お昼をどこで食べたらいいかわからない」という学生には、支援室を昼休みの居場所として提供している。一方で「全ての授業をレポートにして欲しい」、「大学に行けないので、行かなくても何とかならないか」という学生に関しては、「大学の中に入ってきてから修学支援という枠組みになる」と丁寧に説明をし、「できるところはなんだろうか」と対話を始めていく。そして、治療の継続と自身の症状の寛解のためのカウンセリング、服薬を平行して実施をしていく。

3校で共通して語られたのは、学生一人ひと

りのニーズを丁寧に聴き取り、本人のペースで大学生活を過ごせるように、柔軟に環境調整を行っていることである。学生の状況をアセスメントし、何が障壁になるのか、コーディネーターが整理をし、環境調整を行い、本人に工夫ができることを指導している。教員に対しては、どのような障害でも一般的なことは資料として用意できるが、一人一人課題やニーズは異なるので、個別に調整していく。要望を伝えると考えて配慮される教員は多いが、「どうしたらいいかわからない」という教員もいる。配慮申請を通して、「何が苦手でどういうことをお願いしたいのか」ときちんと伝え、理解してもらうことを大事に調整されていた。

また、大学という学生が社会に出る前の最後のステップであることを意識し、将来に向けて、自分の得意なこと、苦手なこと、どんな配慮があったらできるようになるのか、自分で説明できるようになることを目指していた。受診していない、または、診断があっても、自分がどういったことが苦手かなど、自己理解が不十分な学生もいる。躓きや困り感が出てきた時に、その都度「このようなことが苦手なのか」「どうしたら、やりやすくなるか」と本人と話し合い、自己理解を深めていくと語られていた。

(4) 課 題

何度も支援者会議を開いて話し合いをしても、家族の考え方が違うことで、学生自身が振り回されるというケースがあり、家族との連携の難しさが語られた。家族に対しては、学生が大学でどう過ごしてるか、大学でどのように支援しているか、会って伝え、家族の不安が低減され、その不安の低減だけでうまくいくケースは多い。症状がありながら緩やかに大学生活のリズムを作っていくことは、本人の回復につながると理解してもらい、できる限り大学と同じ目線で対応いただくと支援がしやすいとのことだった。

配慮申請をするには、根拠資料として診断書が必要になるが、診断書の出ないグレーゾーンの学生が多いため、その学生の対応について苦慮している大学もあった。本人が定期的に相談できない、医療機関を受診するまでに時間がか

かる、配慮申請を具体化する話し合いに時間がかかるなど症状の不安定さもあり、支援がなかなか進められない難しさも聞かれた。

支援につながっていない学生が多いという現状もある。支援につながらず、進路変更などの理由で退学した学生の中に相当数の精神的課題のある学生が含まれている可能性があるとのことだった。3校ともオープンキャンパスでの相談や入学前からの情報提供を行っているが、必要な支援に確実につながることができる方策が今後の課題として挙げられる。

支援体制で先述したように、相談を必要とする学生数に対してのコーディネーターの絶対数の足りなさは、3校に共通している。特に、配慮申請の集中する4月5月や学期末試験前には多忙を極めている様子が語られた。

(5) 学内の理解促進について

3校とも、新任教員や職員の研修会、FD研修会やSD研修会、教授会などの機会に、障害学生の支援システム、合理的配慮、精神的課題のある学生とその対応についての説明を定期的に行っている。各学部で毎年教職員に向けたガイドブックを配布、学期始めに全教員に対して配慮についてのお願い文書送付、配慮申請を送った教員に学期途中で配慮のお礼と学生の様子を伝えるメール送付を行っている大学もあった。

学生に理解してもらうために、オリエンテーション、合同ゼミ、あるいは特定の科目の中でゲスト講師として、障害学生について伝え、障害学生が自分のことを紹介するという取り組みもあった。精神障害や発達障害の学生は「友だちに隠しておきたい」という学生が多く、オリエンテーションで学生自身が話すことはないが、例えば「コミュニケーションが苦手な学生や大勢の中にいるのが難しい学生がいる」と伝えている。

学内に広く障害学生支援について伝える努力に加え、個別のやりとりを丁寧にされている。学生に対応していく中で、学部事務室や教員の知識の底上げや対応力が身につく、全学的な支援につながるように意識されていた。具体的には、学生が教員とやりとりをし、「先生がわかっ

てくれてない感じがする」という場合には、やりとりを直に見て、双方が気になっているところを通訳して説明する。配慮申請書で事情を細かく伝えようとすると分量が増え、教員がその量に圧倒されて、紙面だけで理解が得にくいことがある。教員は、配慮申請書に大変な症状が記載しているのを見て、不安に思っているのも、実際に本人と会ってもらい、言葉で説明すると、「なんだ、それぐらいのことでいいんだ。」と受け止めてくれることが多いとのことだった。

学内の理解促進について、支援担当者の方々から、「教職員に負担があり、嫌々やっている、学生に伝わってしまう。双方が無理なく、しかも納得した配慮を提供して受けられる案を考えて、提案していくのもこちらのスキルだと思うので、日々勉強が必要。」「コーディネーターは、足を運んで、顔を見て仕事をしている。それが一番の工夫になる。」「ニーズも情報もどんどん変わってきているし、支援方法や技術も変わってきているので、常にアップデートして対応方法を考え続けることは大切。私たちの仕事としては、学内の学生だけではなく、教職員にも伝えていくという仕事であると思っている。」「必要な情報に関して集団守秘という考えで、必要な範囲で各部署や教員と共有し、どういった障害が、どういった特性があって、1人1人にどういった支援が必要なのかということ丁寧に共有していく、そういった集団守秘を理解してもらう体制も非常に重要だ」とお聞きした。

また、関西では「関西障害学生支援担当者懇談会」という情報共有の会議を年に2、3回行っている。関西圏にある同じ地域や大学の規模だからこそ共有できる情報を交換することで、現場の担当者がそれぞれのノウハウや問題意識を共有するとともに、大学間や担当者間のネットワークづくりに貢献している¹⁴⁾。その会で、他大学に、「こういう時、貴校ではどうされていますか」「うちでもそれやってみます」と相互に情報交換している。受験生から「実は〇〇大学も受けています」と聞いたときに、情報共有について本人から了解が得られたら、その大学に「受験でどんな配慮しましたか」と聞いているとのことだった。

3校とも障害学生支援を長年積極的に取り組まれてきた大学である。それは、大学として、障害のある学生に対して、教育を受ける権利を保障していくという姿勢の表れである。同志社大学は、「創立者新島襄の『一人一人ハ大切ナリ』という教育観を礎に草創期から、ダイバーシティを尊重する土壌が作られてきた歴史がある。その中で、最近の社会福祉のパラダイムシフトにも早くから着手し、身体障がいのある学生支援として、障がい学生支援室における、障害学生支援制度が発足された。その取り組みは、国内でも先進的な取り組みとして注目されており、障がい学生支援室は、2020年には開設20周年を迎える。一方、1957年に開設されたカウンセリングセンターでは、時代の要請に沿って基本的なポリシーは変えずに、その都度新しい問題に対応を続けてきた。このような流れから、精神・発達の問題のある学生は、2013年に開設されたカウンセリングセンター内の、特別支援オフィスが支援を行っている。現在、障がい学生支援室と特別支援オフィスは、試行錯誤しながら協働体制で合理的配慮に取り組んでいる。」と伺った。

関西学院大学は「本校は、数十年来、障害学生がいなかった年はなく、『障害学生支援の部署を教務部の中に作らねばならない』と、教務部にそのセクションを作った教務部長が今の学長になっている。学長は、『本校は（障害学生を）支援すると決めて長くやってきたのだから、それを後退させないように』と教職員に話された。リーダーシップをとる人間がいるというのは大きいと思っている。さらに、総合支援センターのセンター長を副学長が担当しており、センター長からも『法令遵守は大学の義務だから』という話も全教職員に向けてあった。そういった意味で、学生の権利であるということが浸透してきていると思う。」とお聞きした。

日本福祉大学では、「本校は、社会福祉学部から始まっていることもあり、『日本福祉大学スタンダード』というどの学部・どの学生でも育てたい目標として、『伝える力、見据える力、関わる力、共感する力、行動する力』がある。それがベースにあり、それを無視してこの大学生や職員・教員であることはできない。教職員に

はFD研修会・SD研修会で、学生に対してはオリエンテーションで、日本福祉大学スタンダードや障害学生支援の話はしている。」とのことだった。

6. 考察

(1) 支援体制について

3校とも障害学生修学支援ネットワークの拠点校であり、身体障害の学生支援の歴史と実績が豊富な大学である。しかしながら、精神的課題のある学生への支援はここ数年急激に増えてきており、拠点校においても支援スタッフのマンパワーが足りていない現状がある。「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」によれば、平成27年度に障害のある学生への支援に関するコーディネーター、カウンセラー、点訳、手話通訳等の支援技術を持つ教職員等の専任スタッフを配置している大学等は148校（12.5%）、兼任スタッフを配置している大学等は1,050校（60.3%）となっており¹⁵⁾、専任スタッフが配置されている大学はまだ少ない状況にある。吉良ら（2018）¹⁶⁾の研究では、非常勤カウンセラーは専任カウンセラーと較べて、医師・教職員との連携や勤務校の教育制度への直接関与が難しいことが明らかになり、専任化が求められると述べている。また、森（2017）¹⁷⁾の研究においても、支援者が適切に学内関係者とコーディネートする上でプラスになったこととして、障害者差別解消法施行に伴い障害学生支援室が大学組織内のコーディネートを担当する部門としての役割が明確化されたことと、支援者の立場が非常勤から常勤に、専門職から教員へ変わったことで、教職員と日頃から積極的にコミュニケーションを取ることが可能になったことを挙げている。障害のある学生の修学支援は、本人の話を聴き、アセスメントし、学内・学外の関係者と連携し、本人のニーズがかなえられるよう環境を調整していくとともに、様々なトラブルに柔軟に対応していく力量が必要とされる。それは、常勤の専任スタッフでなければ難しい仕事である。今後さらに増加が見込まれる精神的課題のある学生への対応については、必要数の専任スタッフの確保は必須であると考ええる。

ただ、インタビューの中で、「スタッフは必要だが、必要な数を求めてもきりがない。大学全体の対応力の底上げが必要。」とお聞きした。3校のように、学生のニーズを丁寧に聴き取った上で、本人のニーズがかなえられ、かつ教職員の過度な負担にならないように、きめ細やかに調整するには、障害学生支援スタッフと学内の職員との協働が欠かせない。しかし、関係部門のスタッフだけで急増する障害学生の支援をするには限界がある。大学の教職員全体で支援を行えるように、大学内での理解促進や対応力向上への取り組みが大切である。「検討会報告（第二次まとめ）」では、平成27年度に障害のある学生支援に関する研修・啓発活動を実施した大学等は930校（78.7%）で、平成24年度の702校（58.6%）から228校20.1ポイント増加している。このうち、学内における教職員向けの各種研修（FD、SD研修等）を実施した大学等は296校（25.0%）で、平成24年度の162校（13.4%）から134校11.6ポイントの増加、学外における各種研修等への教職員の派遣は573校（48.5%）で、平成24年度の258校（21.6%）から315校26.9ポイント増加している¹⁸⁾。2016年施行の「障害者差別解消法」に合わせて、高等教育機関での研修の必要性が高かったことが伺える。しかしながら、3校のインタビューで共通していたのは、FD研修会などでの説明やガイドブック配布などの学内全体への働きかけに加え、個別の学生支援を通しての教職員への助言や調整に心を砕いていることだった。学生と教職員の双方が無理なく、しかも納得できるように、学生に対応し、教職員にも助言や提案をしていく。学生への対応を通して、教職員に知識の底上げや対応力が身につく、全学的な支援につながるように意識されていた。障害学生支援のスタッフによる個別の関わりを積み重ねた理解の促進が何より大切であると考ええる。

現場のスタッフが働きやすい土壌を作っていくには、大学として「障害のある学生が学べる環境を作る」という姿勢が教職員に浸透していることが大切である。3校が長年障害学生支援をしてきた実績は、インタビューで語られた大学としての姿勢の裏打ちであると感じた。「検討会報告（第二次まとめ）」においても、「不当

な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行わなければならないことと位置づけられていることを強く認識することが必要である。これらのことはコンプライアンスの観点からも非常に重要であり、対外的な説明も求められるものである。このため、関連の取組を進めるに当たって、学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。」¹⁹⁾と基本的な考え方として述べられている。大学の学長等のトップがその姿勢を示すこと、障害学生支援を行う部署のセンター長などの責任者が障害学生支援にしっかりとコミットし、学内に実績と必要性を根気よく伝えて理解者を増やしていくことがまず求められる。そうした上で、障害学生支援室の実践の積み重ねで理解者を増やし、現場の対応力を高めていくことが必要であると考えられる。

(2) 支援につながらない学生の存在

課題の一つに、支援につながらず、退学した学生の中に相当数の精神的課題のある学生が含まれる可能性があることが挙げられた。石田と天野（2014）²⁰⁾は、2004年度からの日本学生支援機構の大学等における障害学生修学支援実態調査の障害学生の入学・在籍状況や支援内容及びその推移の分析を行い、「病弱・虚弱」「発達障害」学生への支援が行き届いていないため、必要な支援を提供できる体制の確立が急務であると述べている。

米国のThe National Alliance on Mental Illness (NAMI 2012) が精神疾患の診断のある当事者765名に対して行った大規模なWeb調査²¹⁾では、精神疾患を理由に大学を欠席した学生のうち45%を超える学生は、配慮を提供されておらず、50%の学生は支援サービスへアクセスしていなかったことが示されていた。また、大学で配慮を要請するためには、開示が必要とされるが、スティグマを感じ、開示によるメリットはリスクを上回るものではないという回答者の意見もあった。大学に精神面の健康状態を開示してきたかを回答者に尋ねた結果は、Yes No 50%ずつであったということである。米国においても、精神疾患のある学生はスティ

グマから開示せず、配慮や支援を受けない学生が半数もいる現状がある。米国以上に精神疾患に対する偏見がある日本においては、配慮や支援を受けない学生が潜在的にかなり多いと予想される。

松田（2016）の研究²²⁾では、精神障害とりわけ統合失調症を抱える学生に対する修学可能性認識では、「困難」が学生で50%、教職員は50%をやや上回り、修学可能と考える希望のまなざしが、大学環境において当事者に十分注がれている環境とは言い難いこと、さらに修学上の困難を学生個人に、社会の側にあるバリアに環境側が気づこうとしないというバリア意識が指摘された。そして、希望を提供しがたい消極的な環境を放置したまま、本人からの支援申請を待つことは、合理的配慮の不提供につながると述べている。インタビュー協力者の方々は、学生のニーズをかなえるために奮闘され、希望を提供できる積極的な環境を大学内に作り、大学全体が障害学生の修学支援に積極的に取り組む土壌があった。このような学生のニーズがかなえられる環境作りを多くの大学はまず目指すことが求められる。そのためには、精神障害のある学生は支援があれば修学が可能であり、本人が希望する修学上のニーズを保障する役割が大学にあることを、様々な機会を通して大学教職員が理解することが必要である。

ニーズがかなえられる環境でも生じる、障害学生自身から支援環境側への「開示」をためらうスティグマの問題に対して、松田は「多様性を前提とした制度・慣行への移行を検討し、具体的に柔軟なカリキュラム（目標・方法・教材・評価）の創造をチーム（組織）で編み出していくこと」、そして「バリア解消策として Universal design for learning (UDL) によるあらかじめ柔軟で選択可能なカリキュラムが用意されていれば、わざわざ申し出ずともカバーされる可能性がある」²³⁾と述べている。佐々木（2019）によれば、「ユニバーサルデザインとは『年齢・性別・身体的状況・国籍・言語・知識・経験等の違いに関係なく、全ての人が使いこなすことのできる製品や環境等のデザインを目指す概念』であって、そのアプローチの方法は多様性を前提としている。『学びのユニバーサル

デザイン』とは、ユニバーサルデザインを“学習”に応用させた理念である。最初からオプションを標準装備していれば、教室にいる学習者全員に開かれた指導を行うことができる。』²⁴⁾と述べている。多様性を前提とした教育システムは、全員一律で対応させようとするこれまでの日本の教育システムの中では、大きな転換を迫られるものである。しかしながら、発達障害の児童への理解と対応については、小学校・中学校において、教師がスケジュールや一時間の授業の流れを黒板に板書する、電子黒板などを利用し、連絡事項の視覚情報も合わせた伝達、話合いの手順や発表の仕方をプリントにするなど、学習者全員が享受できる仕組みがわずかながら整いつつある。

日本学生支援機構の「教職員のための障害学生修学支援ガイド」では、大学のシラバス記載の具体化や明確化に言及している²⁵⁾。具体的な内容および実施頻度に関する情報が記載されていれば、自分の得意・不得意で選ぶことができる。例えば、発達障害をはじめとするコミュニケーションの苦手な学生は、グループ・ディスカッションは苦手でも、人前の発表や実験は比較的得意という学生もいれば、その逆の学生もいる²⁶⁾。また、評価の際、複数の評価方法を組み合わせ、特定の評価方法による得点が最終評価に占める割合を小さくする方法も支援策として有用とされる。例えば、「レポートは苦手でも口頭発表で挽回しよう」といった取り組みが可能となる²⁷⁾。障害のない学生にも得意・不得意はあるため、この評価方法の多様化は、全ての学生にとって正当な評価を広げるものとなる。ユニバーサルデザイン化においては、達成までのプロセスに細やかな段階（踏み台）を用意するというスモールステップの工夫を取り入れることが提案されている²⁸⁾。例えば、一般教養の選択科目で、演習形式で必要となるコミュニケーションの知識・技術に関する学習・練習機会を提供する授業を行い、コミュニケーションに課題のある学生以外も受講して学ぶことができる。支援につながった学生に対しては、3校で語られたように支援部門の個別面接やグループワークによって、自分の課題や強みを振り返り、自己理解を深めてセルフマネジメントを

し、本人なりに工夫して学生生活を送っていけるように支援していくことも必要である。また、精神疾患のある学生は病状悪化時に授業を続けて欠席し単位を取得できず、通信課程に転籍、または休学退学することがよく見られる。履修システムに柔軟性があれば、休みながら学び続けることができるのではないか。社会人向けの大学院では、同じ授業料で2年から4年の修業年限を選択できるところが少なくない。大学においても、支援部門による学生の相談支援や個別の課題への対応と合わせて、学生が長いスパンの中で自分のペースで履修できれば退学しなくても済む学生もいるのではないかと考える。どのような障害や個性を持っていても、学習環境におけるユニバーサルデザイン化が促進され、ストレスなく学ぶことができる仕組み作りを大学として進めることが求められる。

7. まとめ

障害学生支援ネットワーク拠点校3校のインタビューから、障害学生の修学支援は、一人ひとりのニーズを聴き取り、ニーズが叶えられるように、また、教員職員に大きい負担がかからないように調整がなされていた。そして、学内の理解促進と対応力向上のために、新任研修会やFD研修会などでの障害学生支援についての説明を行う、ガイドブックを配布するなどの働きかけを行っていた。今後の課題としては、増加が見込まれる精神的課題のある学生への対応について、必要数の専任スタッフの確保と大学として「障害のある学生が学ぶ環境を作る」という姿勢が教職員に浸透していることが大切である。また、支援につながらない学生に対して、大学として、多様性を前提とした柔軟な教育システムづくりを目指すことが必要と考える。

【謝辞】

本研究に際し、インタビューにご協力くださり、本稿の校正にも携わっていただきました5名の協力者の方々に心より感謝申し上げます。

なお、本研究は日本学術振興会科学研究費補助事業（課題番号19K02277）の助成を受けて行われました。

【引用文献】

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構 (2019) 「平成30年度(2018年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書」 p.8 https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2019/07/22/report2018_2.pdf (2019.7.25.取得)
- 2) 独立行政法人日本学生支援機構 (2009) 「平成20年度(2008年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書」 p.6 https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2015/11/09/jiccho_2008.pdf (2019.9.25.取得)
- 3) 文部科学省 (2017) 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」 p.5 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/26/1384405_02.pdf (2019.7.28.取得)
- 4) 前掲書1) p.9
- 5) U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. (2016) Digest of Education Statistics, 2014 (2016-006), Chapter 3. https://nces.ed.gov/pubs2016/2016006_3.pdf (2019.9.2.取得)
- 6) Higher Education Statistics Agency (2016) https://www.ibo.org/contentassets/d74675437b4f4ab38312702599a432f1/hesa_final_report.pdf (2019.9.2.取得)
- 7) 前掲書1) p.10
- 8) 前掲書1) p.31
- 9) 前掲書1) p.63
- 10) 谷口恵子 鹿内佐和子 姜壽男 (2018) 「精神疾患を有する学生の実習教育に必要な要素—相談援助職として現場での体験から実習教育に必要な要素を見出す—」平成28年度上廣倫理財団研究助成報告書
- 11) 鹿内佐和子 谷口恵子 姜壽男 (2018) 「精神疾患を有する学生のソーシャルワーク養成教育に関する研究—ソーシャルワーク実習教育を中心に—」目白大学総合科学研究,14,pp.11-22
- 12) 鹿内佐和子 谷口恵子 姜壽男 (2019) 「精神的な不調を感じた大学生が精神科治療を継続するためのプロセスと大学の役割—精神保健福祉を専攻した学生へのインタビュー調査から—」目白大学総合科学研究,15,pp.15-25
- 13) 同志社大学カウンセリングセンター (2019) 「カウンセリングセンターだより」54,p.4
- 14) 前掲書3) 別紙2
- 15) 前掲書3) p.7
- 16) 吉良安之 高石恭子 内野悌司 菊池悌一郎 福留留美 福盛英明 松下智子 田島 晶子 (2018) 「学生相談カウンセラーによる発達障害学生への支援の現状に関する研究」学生相談研究 39 (1), pp.1-13
- 17) 森麻友子 (2017) 「発達障害学生に対する学生相談(カウンセリング機能)と障害学生支援(コーディネート機能)を組み合わせた支援の検討: 中規模大学の障害学生支援室における実践から」学生相談研究 38 (1), pp.12-22
- 18) 前掲書3) p.7
- 19) 前掲書3) pp.9-10
- 20) 石田久之 天野和彦 (2014) 「高等教育機関における障害学生支援の動向(Ⅶ)」筑波技術大学テクノレポート 22 (1), p.22
- 21) Darcy Gruttadaro and Dana Crudo (2012) COLLEGE STUDENTS SPEAK: A SURVEY REPORT ON MENTAL HEALTH. NAMI, the National Alliance on Mental Illness. http://www.nami.org/getattachment/About-NAMI/Publications-Reports/Survey-Reports/College-Students-Speak_A-Survey-Report-on-Mental-Health-NAMI-2012.pdf (2019.9.2.)
- 22) 松田康子 (2016) 「精神障害を抱える学生への障害学生支援を考える—統合失調症を抱える学生の修学上のバリア・合理的配慮とは—」北海道大学大学院教育学研究院紀要,127, pp.41-61
- 23) 前掲書22) p.58
- 24) 佐々木創 (2019) 「『学びのユニバーサルデザイン』を活用した学びやすい環境の調整—『CAST』の提唱を踏まえて—」東北女子大学紀要, 57, pp.32-42
- 25) 日本学生支援機構 (2015) 「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)」 p.197 https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/_icsFiles/afieldfile/2017/09/07/developmental02.pdf (2019.9.20.取得)
- 26) 原田新 枝廣和憲 (2017) 「大学のアクティブラーニング型授業に対応したユニバーサルデザイン環境に関する一考察」岡山大学教師教育開発センター紀要, 7, pp.137-146
- 27) 高橋知音 (2012) 「発達障害のある大学生のキャ

ンパスサポートブック」学研教育出版, pp.88-104
28) 小貫悟 (2016) 「アクティブ・ラーニングと授業

のユニバーサルデザイン」LD研究, 25, pp.423-430